

2025～2026年度

第3回キャビネット会議 議事録

2026. 2. 14(土) 於：TKPガーデンシティ千葉
(THE QUBE HOTEL CHIBA内)



We Serve



未来への布石 『The challenged』
可能性を秘めた仲間たち、
未来への布石を打とう。

ライオンズクラブ国際協会

333-C地区

第3回キャビネット会議 議事録

期 日：2026年2月14日(土) 13:30～16:30

会 場：TKPガーデンシティ千葉 (THE QUBE HOTEL CHIBA内)

出席者：キャビネット構成員等155名中106名出席、内投票権のあるキャビネット構成員47名中43名の出席

《地区ガバナー提出議案と審議結果》

第1号議案 次期第二副地区ガバナー選出の件

333-C地区の次期第二副地区ガバナー立候補者は1名であり、L山田敬助(柏ライオンズクラブ所属)を推薦したい。

全会一致により承認可決

第2号議案 本年度中間会計報告及び監査報告承認の件

I. 一般会計 II. 地区年次大会会計

III. 青少年育成資金会計 IV. 地区緊急災害支援センター会計

V. 千葉県ライオンズクラブ子ども食堂支援基金会計

VI. LCIF地区シェアリング交付金会計「The Challenged Art展」障がいのある人のアート活動支援プロジェクト」

全会一致により承認可決

第3号議案 次期キャビネットへの前渡し金交付の件

次期キャビネットへの活動準備金として200万円を前渡ししたい。

全会一致により承認可決

第4号議案 年次大会アワード授与の件

第1回キャビネット会議の決議の基準により行うこととし、選考については地区ガバナーに一任願いたい。

全会一致により承認可決

第5号議案 リジョン・ゾーン再編成の件

3R-1Z・2Zに於いて、ゾーンの統合を行いたい。

尚、ゾーン統合後のクラブ順位は、結成順とし、2026年7月1日より適用する事とする。

全会一致により承認可決

第6号議案 地区奉仕活動支援資金規則改定（案）の件
別紙の通り規則改定を提案いたします。

改定案 一部文言を訂正 第6条6項

【訂正前】委員長は会を総括し、副委員長は委員長を補佐および委員長が欠けた場合は

【訂正後】委員長は会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに委員長が欠けた場合は

全会一致により承認可決

第7号議案 333-C地区子どもの未来応援委員会規則改定（案）の件
別紙の通り規則改定を提案いたします。

全会一致により承認可決

第8号議案 次期地区年次大会開催の件

期 日：2027年4月18日（日）

場 所：野田市／野田ガスホール（予定）

ホストクラブ：松戸中央LC 松戸ユウカリLC 松戸グリーンLC 東葛飾LC
流山LC 松戸東LC 野田LC 関宿LC 東葛飾サポートLC

全会一致により承認可決

第9号議案 次年度ガバナーズローガンの件
『友愛で支えあう優しい地域』
を提案いたします。

全会一致により承認可決

第10号議案 第72回地区年次大会提出議案の件

提出議案を別紙の通りとしたい。

尚、追加議案の取り扱いについては、地区ガバナーに一任願いたい。

全会一致により承認可決

議事録署名人 1R-2Z ゾーン・チェアパーソン・ゾーンLCIF委員

L 井上克廣

議事録作成人 1R-1Z ゾーン・チェアパーソン・ゾーンLCIF委員

L 増田満世

地区奉仕活動支援資金規則改定（案）

新旧対比表（変更箇所抜粋）

| 現行 | 改定案 |
|--|--|
| 前文 | 前文 |
| <p>過去<u>二十年間に亘る</u>333-C地区の有意義なる奉仕活動の歴史が創られる中、各々の時代に力強いリーダーシップを発揮されて来られた先達諸兄の慧眼により、夫々に有益な個性を持つ複数の資金・基金が設立され、幅広い奉仕活動分野にて有意義に活用されて来ました。</p> <p>然しながら、時代の変遷に伴い、個々の資金・基金の位置付けや、運用制度に関する見直しが必要とされるに至り、1999～2000年度地区運営特別検討委員会の答申に基づき、「地区災害緊急援助資金」、「地区アクティビティ資金」、及び「千葉県青少年育成基金」の三種を発展的に改定統合し、「地区奉仕活動支援資金」を創設する運びとなり、これによって一層資金の有効利用が図られ地区内の奉仕活動の発展に貢献することとなるよう期待するものであります。</p> <p>2019-2020年度地区緊急災害対策本部からの要請により、地区災害緊急援助資金と地区奉仕活動支援資金とを分離し、迅速な対応を期待するものとした。</p> | <p>過去333-C地区の有意義なる奉仕活動の歴史が創られる中、各々の時代に力強いリーダーシップを発揮されて来られた先達諸兄の慧眼により、夫々に有益な個性を持つ複数の資金・基金が設立され、幅広い奉仕活動分野にて有意義に活用されて来ました。</p> <p>然しながら、時代の変遷に伴い、個々の資金・基金の位置付けや、運用制度に関する見直しが必要とされるに至り、1999～2000年度地区運営特別検討委員会の答申に基づき、「地区災害緊急援助資金」、「地区アクティビティ資金」、及び「千葉県青少年育成基金」の三種を発展的に改定統合し、「地区奉仕活動支援資金」を創設する運びとなり、これによって一層資金の有効利用が図られ地区内の奉仕活動の発展に貢献することとなるよう期待するものであります。</p> <p>2019-2020年度<u>において</u>地区緊急災害対策本部からの要請により、地区災害緊急援助資金と地区奉仕活動支援資金とを分離し、迅速な対応を期待するものとした。</p> <p><u>2025-2026年度において地区内における事業の活性化を図るため、規則を改めるものとした。</u></p> |
| <p>第4条（支援対象区分）</p> <p>1項 青少年育成支援</p> <p>地区内の複数のクラブの<u>発案により、地区ガバナーの同意を得て委員会に提案され、委員会で議決された青少年に関する奉仕活動並びに青少年育成思想の普及振興に関する事</u>、及び青少年に関する調査、研究に関する事項に対する支援。</p> | <p>第4条（支援対象区分）</p> <p>1項 青少年育成支援</p> <p>地区内の複数のクラブ、<u>またはリジョン・ゾーン単位で新たに実施される過去に抛出されていない新規事業で、委員会で議決された青少年に関する奉仕活動に対する支援。</u></p> |

| 現行 | 改定案 |
|---|---|
| <p>2項 アクティビティ支援 前項に掲げるもの以外の活動で地区内の複数のクラブの発案により、<u>地区ガバナーの同意を得て、委員会に提案され、</u>委員会で議決された奉仕活動事業に対する支援。</p> <p>第6条（委員会構成）</p> <p>第17条（収支予算）</p> <p>1項 <u>第4条1項の緊急災害支援を除き、</u>支援に必要な収支予算は、年度毎に委員会が作成し、地区ガバナーの同意を求める。</p> <p>2項 執行予算の範囲は、前年度資金残高10%を超えないものとする。但し、特に必要とする場合で<u>地区年次大会の承認議決を得たときは</u>この限りでない。</p> <p>3項 <u>また、特定の用途を指定した寄附について</u>は前項の枠外とする。</p> | <p>2項 アクティビティ支援 前項に掲げるもの以外の活動で地区内の複数のクラブ<u>またはリジョン・ゾーン単位で新たに実施される過去に</u>提出されていない新規事業で、委員会で議決された奉仕活動事業に対する支援。</p> <p><u>4項 申請時、未実施の事業とする。交付決定前に実施された事業は対象としない。</u></p> <p>第6条（委員会構成）</p> <p><u>6項 委員長は会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに委員長が欠けた場合はその職務を代行するものとする。事業担当委員は提出された書類が審査にたるものか確認を行い、資金担当委員は決定された事業の運用が適切になされているか確認するものとする。</u></p> <p>第16条（収支予算）</p> <p>1項 支援に必要な収支予算は、年度毎に委員会が作成し、地区ガバナーの同意を求める。</p> <p>2項 執行予算の範囲は、前年度の資金残高10%を超えないものとする。但し、<u>複数の申請があり10%を超えるなど、特に必要とする場合で委員会出席委員の五分の四以上の承認議決および地区ガバナーの同意が得られた場合は、</u>この限りではない。</p> <p>3項 削除</p> |

| 現行 | 改定案 |
|--|---|
| <p>第16条（支援交付金）</p> <p>2項 前項の規定に拘わらず、<u>特に地区をあげての事業であり、且つ、委員会の五分の四以上の委員が必要と認めた</u>場合には、<u>それぞれ二分の一を超えて支援することができる。</u></p> <p>3項 支援金の交付を受けようとする事業の主催者は、奉仕活動支援金交付申請書に、趣旨・目的・事業計画・事業予算・支援要請金額等必要な事項を記載し、参考資料を添付の上、関係クラブの主催者が連署し、リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンが支援の必要性を証明する署名をし、各リジョンの奉仕活動運営委員の承認をもって委員会に提出して行うものとする。</p> <p>4項 委員会は、前項により提出された申請に基づき、<u>地区ガバナーの意見を参考として</u>審議し、その採択が議決された後に支援金を交付するものとする。</p> <p><u>5項</u> 支援金交付申請に関する様式は、委員会の議決を経て委員長が別に定め、例示する。</p> | <p>第17条（支援交付金）</p> <p>2項 前項の規定に拘わらず、<u>委員会出席委員の五分の四以上の承認議決が得られた</u>場合には、二分の一を超えて支援することができる。</p> <p>3項 支援金の交付を受けようとする事業の主催者は、第2回の定例運営委員会までに奉仕活動支援金交付申請書に、趣旨・目的・事業計画・事業予算・支援要請金額等必要な事項を記載し、参考資料を添付の上、関係クラブの主催者が連署し、リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンが支援の必要性を証明する署名をし、各リジョンの奉仕活動運営委員の承認をもって委員会に提出して行うものとする。</p> <p>4項 委員会は、前項により提出された申請に基づき審議し、その採択が議決された後に支援金を交付するものとする。</p> <p><u>5項</u> <u>一度否決された事案についてはこれを再審議しない。</u></p> <p><u>6項</u> 支援金交付申請に関する様式は、委員会の議決を経て委員長が別に定め、例示する。</p> |
| <p>第19条（資金財産処分の特権）</p> <p>この資金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。但し、やむを得ない理由があるときは、<u>委員会において五分の四以上の議決</u>を経て地区ガバナーが同意し、地区年次大会の承認を得たときはこの限りでない。</p> | <p>第19条（資金財産処分の特権）</p> <p>この資金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。但し、やむを得ない理由があるときは、<u>委員会出席委員の五分の四以上の承認議決</u>を経て地区ガバナーが同意し、地区年次大会の承認を得たときはこの限りでない。</p> |

| 現行 | | 改定案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|----|--------------------|-----|-----|---------|-----|----|---------------------------|----|--|---------------------------|-------|-------|-------------|--|--------------|------|-------------|------|-------|---|--------|---|-----------|--|------|--|------|--|--------------------|--|----------------|--|--|--|-----|----|--------------------|-----|-----|---------|----|--|---------------------------|-------|-------|-------------|--|--------------|------|-------------|------|-------|---|--------|---|-----------|--|------|--|------|--|--------------------|--|----------------|--|
| <p>附則</p> <p>4. (規則の改定)</p> | | <p>附則</p> <p>4. (規則の改定)</p> <p>2026年2月14日開催の第3回キャビネット会議を経て、地区年次大会に於いて承認後2026年7月1日より施行する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>地区奉仕活動支援資金運営委員会予定表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回</td> <td>8月</td> <td>新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>11月</td> <td>定例運営委員会</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>3月</td> <td>定例運営委員会（提出案件等がなければ開催されない）</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td></td> <td>第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催</td> </tr> </table> <p>※交付申請書は、年3回考察する。申請書の提出は、定例会議30日前までに、提出しなければ考察の対象にならない。</p> <p>地区奉仕活動支援資金交付申請書</p> <p>地区奉仕活動支援資金運営委員長 様</p> <table border="1"> <tr> <td>提出年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>奉仕活動（事業）の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リジョン奉仕活動運営委員</td> <td>(承認)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン・チェアパーソン</td> <td>(署名)</td> </tr> <tr> <td>代表申請者</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>交付申請金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の主旨及び目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業計画</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業予算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業スポンサー（共同申請者）</td> </tr> </table> | | 第1回 | 8月 | 新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱 | 第2回 | 11月 | 定例運営委員会 | 第3回 | 3月 | 定例運営委員会（提出案件等がなければ開催されない） | 臨時 | | 第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催 | 提出年月日 | 年 月 日 | 奉仕活動（事業）の名称 | | リジョン奉仕活動運営委員 | (承認) | ゾーン・チェアパーソン | (署名) | 代表申請者 | 印 | 交付申請金額 | 円 | 事業の主旨及び目的 | | 事業計画 | | 事業予算 | | 事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容 | | 事業スポンサー（共同申請者） | | <p>地区奉仕活動支援資金運営委員会予定表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回</td> <td>8月</td> <td>新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>11月</td> <td>定例運営委員会</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td></td> <td>第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催</td> </tr> </table> <p>※交付申請書の審議は、第2回11月の定例運営委員会とし、10月末日までに提出しなければ考察の対象にならない。</p> <p>地区奉仕活動支援資金交付申請書</p> <p>地区奉仕活動支援資金運営委員長</p> <table border="1"> <tr> <td>提出年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>奉仕活動（事業）の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リジョン奉仕活動運営委員</td> <td>(承認)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン・チェアパーソン</td> <td>(署名)</td> </tr> <tr> <td>代表申請者</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>交付申請金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の趣旨及び目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業計画</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業予算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業スポンサー（共同申請者）</td> </tr> </table> | | 第1回 | 8月 | 新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱 | 第2回 | 11月 | 定例運営委員会 | 臨時 | | 第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催 | 提出年月日 | 年 月 日 | 奉仕活動（事業）の名称 | | リジョン奉仕活動運営委員 | (承認) | ゾーン・チェアパーソン | (署名) | 代表申請者 | 印 | 交付申請金額 | 円 | 事業の趣旨及び目的 | | 事業計画 | | 事業予算 | | 事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容 | | 事業スポンサー（共同申請者） | |
| 第1回 | 8月 | 新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | 11月 | 定例運営委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回 | 3月 | 定例運営委員会（提出案件等がなければ開催されない） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨時 | | 第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提出年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奉仕活動（事業）の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リジョン奉仕活動運営委員 | (承認) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゾーン・チェアパーソン | (署名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表申請者 | 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付申請金額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の主旨及び目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業予算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業スポンサー（共同申請者） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回 | 8月 | 新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | 11月 | 定例運営委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨時 | | 第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提出年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奉仕活動（事業）の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リジョン奉仕活動運営委員 | (承認) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゾーン・チェアパーソン | (署名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表申請者 | 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付申請金額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の趣旨及び目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業予算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業スポンサー（共同申請者） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地区奉仕活動支援資金規則改定（案）

前文

過去333-C地区の有意義なる奉仕活動の歴史が創られる中、各々の時代に力強いリーダーシップを発揮されて来られた先達諸兄の慧眼により、夫々に有益な個性を持つ複数の資金・基金が設立され、幅広い奉仕活動分野にて有意義に活用されて来ました。

然しながら、時代の変遷に伴い、個々の資金・基金の位置付けや、運用制度に関する見直しが必要とされるに至り、1999～2000年度地区運営特別検討委員会の答申に基づき、「地区災害緊急援助資金」、「地区アクティビティ資金」、及び「千葉県青少年育成基金」の三種を発展的に改定統合し、「地区奉仕活動支援資金」を創設する運びとなり、これによって一層資金の有効利用が図られ地区内の奉仕活動の発展に貢献することとなるよう期待するものであります。

2019-2020年度において地区緊急災害対策本部からの要請により、地区災害緊急援助資金と地区奉仕活動支援資金とを分離し、迅速な対応を期待するものとした。

2025-2026年度において地区内における事業の活性化を図るため、規則を改めるものとした。

第1章 総 則

第1条（名 称）

この資金は地区奉仕活動支援資金（以下「資金」という）と称する。

第2条（事務所）

この資金の事務所は、ライオンズクラブ国際協会333-C地区（以下「地区」という）のキャビネット事務所に置く。

第3条（目 的）

この資金は、地区内で実施される合同奉仕活動のうち、本資金として援助することが相応しい事業等への支援を行うことを目的とする。

第4条（支援対象区分）

1 項 青少年育成支援

地区内の複数のクラブ、またはリジョン・ゾーン単位で新たに実施される過去に拠出されていない新規事業で、委員会で議決された青少年に関する奉仕活動に対する支援。

2 項 アクティビティ支援

前項に掲げるもの以外の活動で地区内の複数のクラブまたはリジョン・ゾーン単位で新たに実施される過去に拠出されていない新規事業で、委員会で議決された奉仕活動事業に対する支援。

3 項 前1項及び2項の複数のクラブとは、少なくともゾーン単位または5以上のクラブとする。

4 項 申請時、未実施の事業とする。交付決定前に実施された事業は対象としない。

第2章 機 関

第5条（委員会）

この資金を円滑に運用し執行するために資金運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

第6条 (委員会構成)

- 1 項 委員会は、各リジョンから1名ずつ選出された委員、及び前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーにより構成する。
- 2 項 委員長は、当該年度の前地区ガバナーとする。
- 3 項 各リジョンから選出される委員は、委員に就任する時点では原則としてキャビネット構成員以外の会員とする。
- 4 項 委員会に、委員長1名、副委員長1名、事業担当委員2名以上、資金担当委員2名以上、並びにその他必要な専門委員を置く。
- 5 項 委員長は、副委員長、事業担当委員、資金担当委員等の専任委員は、委員の中から選任する。
- 6 項 委員長は会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに委員長が欠けた場合はその職務を代行するものとする。事業担当委員は提出された書類が審査に足るものか確認を行い、資金担当委員は決定された事業の運用が適切になされているか確認するものとする。**

第7条 (監事)

この資金に監事2名を置く。

監事は前条の委員以外から地区ガバナーが任命する。

第8条 (委員及び監事の任期)

- 1 項 委員の任期は、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除き改選年度の7月1日から翌々年の6月30日までの2年間とする。
- 2 項 監事の任期は、毎年度7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。
- 3 項 各リジョンから選出される委員は、奇数リジョンと偶数リジョンで交互に当該年度の委員長が指名する。
- 4 項 委員の再任はこれを認めない。
- 5 項 委員又は監事が任期の途中で退任することにより委員又は監事の定数を欠くときは、第6条1項～3項並びに第7条に準じ後任者を補充する。
- 6 項 欠員により選出された委員又は監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第9条 (会議の招集)

- 1 項 委員会は、委員長が招集する。
- 2 項 委員会を招集するには会日より10日前迄に委員に通知しなければならない。但し、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

第10条 (定足数)

委員会の開催には、構成員の二分の一以上の出席がなければならない。(但し委任状は認める)

第11条 (委員会の決議)

- 1 項 委員会の議長は委員長とする。
- 2 項 委員会の議決は、出席者の過半数の賛否で議決する。
可否同数のときは議長が決する。
- 3 項 この資金の運営は、委員会の議決を経て執行される。

第12条 (代理出席の禁止)

委員の代理出席は認めない。

第13条 (議事録及び業務記録)

委員会の議事については、議事録を作成し、作成委員並びに委員長が署名する。

第3章 資金の調達・運用

第14条 (資金)

この資金は、2002年6月末日現在の「333-C地区アクティビティ資金」及び「千葉県青少年育成基金」の残余財産を承継した金員その他をもって資金とする。

第15条 (資金の調達)

- 1 項 この資金はライオンズクラブ及びその会員並びに地域社会の個人、団体その他の人々からの寄付金、献金等を受けて調達する。
- 2 項 この資金の運用から生ずる利息は、資金に繰り入れる。

第16条 (収支予算)

- 1 項 支援に必要な収支予算は、年度毎に委員会が作成し、地区ガバナーの同意を求める。
- 2 項 執行予算の範囲は、前年度の資金残高10%を超えないものとする。但し、複数の申請があり10%を超えるなど、特に必要とする場合で委員会出席委員の五分の四以上の承認議決および地区ガバナーの同意が得られた場合は、この限りではない。

第17条 (支援交付金)

- 1 項 支援交付金は、交付申請事業金額の二分の一に相当する額以内とする。
また、一事業に対する支援金額は原則としてその年度の交付予算額の二分の一を超えないものとする。
- 2 項 前項の規定に拘わらず、委員会出席委員の五分の四以上の承認議決が得られた場合は、二分の一を超えて支援することができる。
- 3 項 支援金の交付を受けようとする事業の主催者は、**第2回の定例運営委員会までに**奉仕活動支援金交付申請書に、趣旨・目的・事業計画・事業予算・支援要請金額等必要な事項を記載し、参考資料を添付の上、関係クラブの主催者が連署し、リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンが支援の必要性を証明する署名をし、各リジョンの奉仕活動運営委員の承認をもって委員会に提出して行うものとする。
- 4 項 委員会は、前項により提出された申請に基づき審議し、その採択が議決された後に支援金を交付するものとする。
- 5 項 一度否決された事案についてはこれを再審議しない。**
- 6 項 支援金交付申請に関する様式は、委員会の議決を経て委員長が別に定め、例示する。**

第18条 (資金の管理)

この資金は、委員会の議決を経て、資金担当委員がこれを管理する。

第19条 (資金財産処分の権限)

この資金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。但し、やむを得ない理由があるときは、委員会出席委員の五分の四以上の承認議決を経て地区ガバナーが同意し、地区年次大会の承認を得たときはこの限りでない。

第4章 会計

第20条（会計年度）

この資金の会計年度は、毎年度7月1日から翌年6月30日までとする。

第21条（経費）

この資金の経費の支出に関する規定は、委員会の決議を経て委員長が別に定める。

第22条（事業報告書及び収支決算）

事業報告及び収支決算は、会計年度終了後直ちに委員会が作成し、予め監事の監査を経てキャビネット会議、地区ニュース等を通じ会員に報告しなければならない。

第23条（会計処理）

- 1 項 この資金の会計処理状況は常に明確にしておかなければならない。
- 2 項 この資金の会計に関する規定は、委員会の決議を経て委員長が別に定める。
- 3 項 資金調達の事務処理に関する事項は、必要に応じ、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

第5章 記録及び文書保管

第24条（帳簿及び文書等の備え付け）

この資金の事務所には常に次の各号に掲げる帳簿及び文書を備えて置かなければならない。

- (1) 規則及び規則に基づく細則その他の規定等に関する事項。
- (2) 委員、監事及び臨時職員名簿。
- (3) 会議の議事録。
- (4) 業務の処理経過記録及び関係文書。
- (5) 収入支出に関する帳簿及び記帳書類。
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類。
- (7) その他必要な帳簿及び文書。
- (8) 前各号に掲げる帳簿及び文書の保存期間は10年間とする。

第6章 規則の変更

第25条（規則の変更）

この規則を変更しようとするときは、委員会の発議により地区ガバナーと合議の上、キャビネット会議を経て、地区年次大会の承認を得なければならない。

第7章 雑則

第26条（情報の開示）

- 1 項 この資金の運営に関する重要事項は、毎年度、キャビネット会議、地区ニュース、その他で開示

しなければならない。

- 2 項 前項の開示は、第13条、第22条、第23条、第24条各項各号に掲げる事項のほか、支援状況、支援処理経過等を明示することとする。

第27条（表彰）

- 1 項 この資金の調達に功労のあったクラブ、個人、団体等に対し表彰及び感謝の意を表することができる。
- 2 項 表彰等に関する規定は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

第28条（施行委任）

この規則の施行についての細則及び規定等は、必要に応じ、委員会の議決を経て委員長が定めることができる。

付 則

1.（施行期日）

この規則は、333-C地区の地区年次大会で決議のあった日に公布され、2002年7月1日から施行される。

2.（資産の継承）

従来の「333-C地区災害緊急援助資金」は2020年7月1日に地区緊急災害支援センター会計に移管され、「333-C地区アクティビティ資金」、「千葉県青少年育成基金」に属した資産の一切はこの資金が継承する。

3.（経過処置）

この資金の初年度の委員は2001～2002年度地区ガバナーが指名し、その任期は、第8条1項の規定に関わらず、奇数リジョンの委員は選出され任命された日から翌年6月30日まで、偶数リジョンの委員は選出され任命された日から翌々年6月30日までとする。

4.（規則の改定）

2013年4月21日地区年次大会に於いて、一部改定承認される。

2013年7月1日より施行する。

2015年4月19日地区年次大会に於いて、一部改定承認される。

2015年7月1日より施行する。

2020年4月20日地区年次大会代議員総会（書面決議）に於いて、一部改定承認される。

2020年7月1日より施行し、「地区緊急援助資金」口座No.3992333通帳残高（10,881,010円2020/6/30現在）は「地区緊急災害支援センター」口座No.3916793通帳に移管される。

2026年2月14日開催の第3回キャビネット会議を経て、地区年次大会に於いて承認後2026年7月1日より施行する。

地区奉仕活動支援資金運営委員会予定表

| | | |
|-----|-----|---------------------------|
| 第1回 | 8月 | 新年度定例運営委員会及び新委員の委嘱 |
| 第2回 | 11月 | 定例運営委員会（提出案件等がなければ開催されない） |
| 臨時 | | 第9条（会議の招集）により、緊急を要するときの開催 |

※交付申請書の審議は、第2回11月の定例運営委員会とし、10月末日までに提出しなければ考察の対象にならない。

- 定例会議や引継ぎ会などにより、地区奉仕活動支援資金運営委員会の意義と使命の高揚を図り、充実した運営委員会となるように配慮する。

委員会構成のための準備

- ① 地区ガバナーは次年度委員長予定者として、第6条（委員会構成）により、各リジョン1名の委員構成から次年度の委員予定者の指名や、また副委員長、事業担当委員、資金担当委員等の予定者を選考し、次年度構成員の準備を進める。
- ② 次年度地区ガバナー予定者は、第7条（監事）により、監事予定者の選考を進める。

地区奉仕活動支援資金交付申請書

地区奉仕活動支援資金運営委員長

| | |
|--------------------|-----------------|
| 提出年月日 | 年 月 日 |
| 奉仕活動（事業）の名称 | |
| リジョン奉仕活動運営委員 | （承認） |
| ゾーン・チェアパーソン | （署名） |
| 代表申請者 | ⑩ |
| 交付申請金額 | 円 |
| 事業の趣旨及び目的 | |
| | |
| 事業計画 | |
| | |
| 事業予算 | |
| | |
| 事業に関わるクラブ（メンバー）の陣容 | |
| | |
| 事業スポンサー（共同申請者） | |
| | |

333－C地区子どもの未来応援委員会規則改定（案）

前文

ライオンズクラブ国際協会は、グローバル重点分野の一つとして「食糧支援」を掲げており、「すべての地域住民が栄養のある食べ物を手に入れられるようにする」ことを戦略目標としている。

本規則は、333－C地区内で活動しているフードバンク、子ども食堂等による食糧支援活動及び子どもたちの居場所を作る活動等が、ライオンズクラブ国際協会の「食糧支援」に合致し、かつ、子どもたちの健全育成にも資することから、フードバンク、子ども食堂等の支援等を目的として、「地区子どもの未来応援委員会」の責務等を定めるものである。

第1条（名 称）

この規則は、333－C地区子どもの未来応援委員会（以下「委員会」という）規則と称する。

第2条（目 的）

この規則は、333－C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブとの協力関係を構築することを目的とする。

第3条（定 義）

この規則における定義は次のとおりとする。

- 1 フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている世帯や施設等に、無償で提供する活動等を行う団体のことをいう。
- 2 子ども食堂とは、地域住民等が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち等に食事を提供するコミュニティの場のことをいう。

第4条（委員会の責務）

- 1 委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。
- 2 委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。
- 3 委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの要請にしたがって、随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・子ども食堂等の支援を行うクラブに対して、本規則にしたがって補助金を交付する。
- 5 その他、委員会の定めた職務を行う。

第5条（補助金）

- 1 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブは、キャビネット事務局に対して、様式第1号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金申請書を提出することができる。尚、当該補助金は新規事業のスタートアップ補助を目的とし、より多くのクラブの活性化を図るため、2025年7月以降に交付を受けたクラブは再び申請できないものとする。
- 2 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認めた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブに対して、**年度内に**補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て「補助額決定通知」を交付する。
 - （1）補助金額は、上限を金3万円とする。
- 3 補助金交付の対象となったクラブは、事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、キャビネット事務局に対し、様式第2号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金報告書を提出することで補助金の交付を受けることができる。

第6条（のぼり旗）

委員会は、地区内のライオンズクラブ会員がフードバンク・子ども食堂等を開設した場合は、同会員の所属クラブの申請にしたがって、対象者に対して、「ライオンズ子ども食堂」ののぼり旗を1枚贈呈する。

第7条（報告）

委員会は地区ガバナーに対して、交付した補助金の概要及び贈呈したのぼりの枚数、対象者（所属クラブ）等について報告する。

（附則）

- 第1条 この規則は、2021年7月31日開催の第1回キャビネット会議で承認後、施行する。
- 第2条 この規則は、2022年7月23日第1回キャビネット会議で一部規則の改正承認後、施行する。
- 第3条 この規則は、2025年4月20日地区年次大会で一部規則の改定承認後2025年7月1日より施行する。
- 第4条 この規則は、2026年2月14日開催の第3回キャビネット会議を経て、地区年次大会に於いて一部規則の改定及び補助金申請書「様式第1号」追記承認後、2026年7月1日より施行する。

以上

提出日 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会補助金申請書

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会 委員長

_____ R - Z _____ L C
(クラブ名)
L _____
(申請クラブ会長名)
担当者/連絡先： _____
FAX/E-mail： _____

333-C地区子ども食堂等支援事業として下記の主旨、目的及び計画にしたがって、補助金（上限3万円）の交付を受けたいので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第1項の規定により、申請します。

記

1. 事業の主旨及び目的（支援対象とする団体等の概要を明記）

2. 事業の計画（支援対象とする団体等の名称及び補助金の使途及び実施予定日、**事業予算**を明記）

実施予定日： 年 月 日 事業予算 円

以上

申請書受付期間：毎年7月から9月30日迄

*事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

提出先：キャビネット事務局 E-mail：kanji@lionsclub333c.org（受信専用） FAX：043-247-4756

提出日 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会補助金報告書

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会 委員長

_____ R - Z _____ L C
(クラブ名)

_____ L _____
(申請クラブ会長名)

担当者/連絡先： _____

FAX/E-mail： _____

333-C地区子ども食堂等支援事業として、補助金を使って下記の活動を行いましたので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第3項の規定により、報告します。

記

1. 実施した支援事業の概要（支援対象と団体等の概要を明記）

2. 補助金の使途（領収書添付のこと）

事業実施日： 年 月 日 添付領収書合計 _____ 円

《送金先》

金融機関名 _____ 支店名 _____

普通/口座番号 _____ 口座名義（フリガナ） _____

以上

*事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

提出先：キャビネット事務局 E-mail：kanji@lionsclub333c.org（受信専用） FAX：043-247-4756